

第114回 消費者安全調査委員会 議事要旨

■日 時：令和4年2月28日（月）10:00～11:59

■場 所：共用第3特別会議室（Web会議システム併用）

■出席者（敬称略）

<消費者安全調査委員会>

委員長：中川丈久

委員：持丸正明、小川武史、河村真紀子、澁谷いづみ、水流聡子、中原茂樹

専門委員：北村光司、木村哲也、合田義弘、小竹元基、志水芙美代、松本貴行

<消費者庁>

片岡審議官、大森消費者安全課長、松本事故調査室長、事故調査室員

■議事次第：

1. 開会
2. 意見のフォローアップに係る関係行政機関ヒアリング
（マンションの機械式立体駐車場で発生した事故）
3. 個別事案について
 - （1）選定事案
 - （2）申出事案
 - （3）その他
4. 閉会

■議事概要：

1. 開会
2. 意見のフォローアップに係る関係行政機関ヒアリング
（マンションの機械式立体駐車場で発生した事故）

○中川委員長 おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまより第114回「消費者安全調査委員会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の中御出席いただき、ありがとうございます。

本日は、ウェブ会議システムによる委員会の開催となっております。

では、1件目は公開のヒアリングでございます。

マンションの機械式立体駐車場で発生した事故のフォローアップについて、国土交通省に御参加いただき、意見交換を行います。

調査委員会では、平成30年12月以降に、立体駐車場を使用中に自動車が落下した事故の申出が3件あり、当該事故の情報収集において得られた知見により、マンションの機械式立体駐車場で発生した事故に係る意見具申を令和3年2月に国土交通大臣に対して行っ

たところでは。

国土交通省の皆様、お忙しい中御参加いただき、ありがとうございます。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○松本事故調査室長 少々お待ちください。

国土交通省、入られていますか。大丈夫でしょうか。

もし入られたら、カメラをオンにさせていただきようをお願いいたします。

大丈夫そうですか。

事務局より、少し説明させていただきます。

本件につきましては、2021年2月に意見させていただいた内容になっております。

本件につきましては、2018年12月以降に3件申出を受けたものでございます。

自動車を出庫中にワイヤロープが破断した。

出庫中に制御装置、モーターの不具合が発生した。

モーターの不具合が発生して、車両が落ちたものでございます。

いずれの原因につきまして検討した結果、機械または部品の経年劣化による原因が推定されたものと考えております。

事故の要因としましては、ワイヤロープに関する認証基準の設備動作が考慮されていなかったことや、いずれも機器の経年劣化が原因と推定されましたが、その定期交換の対象を長期使用した場合のリスクの説明が十分でなかったのではないかと考えられております。

また、保守点検事業者により、3か月ごとに点検されていたのですが、いずれも事故原因と推定された機械につきまして、特に異常が認められなかった。それにつきまして、具体的に点検したほうがいいのではないかという考え。

また、保全点検計画を所有者が所有していなかったという事案も見られた。

また、その仕組みについても十分に認識されていないところが問題点としてあったかと重く考えております。

また、今回、事故の再発防止するための意見としまして、ワイヤロープ等の基準の見直し。

また、保守点検に係る課題についての対象を意見したという経緯でございます。

本日は、国土交通省におかれまして、取組等を御報告いただけると理解しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○中川委員長 ありがとうございます。

続きまして、国土交通省の皆様、御説明をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○国土交通省 国土交通省の都市局街路交通施設課長の荒川でございます。

それでは、私ども国土交通省からの説明を始めさせていただきたいと思っております。

初めに「意見1：登録認証機関が作成した『機械式駐車装置の安全機能に関する認証基準』の見直し等」につきまして、これまでの【対応状況】について御説明させていただきます。

ワイヤロープの強度及び安定性に関する基準については、登録認証機関である立体駐

車場工業会に対して、現在の静荷重に基づく算出方法に加えて、設備の動作によって定常的に発生する引張力も踏まえたものとするよう、要請を行いました。

これを受けて、立体駐車場工業会にて検討を行い、これまで考慮していた質量による荷重に加えて、通常使用時に発生する荷重を含めるよう、認証基準を改正する整理を行いました。

登録認証機関である立体駐車場工業会が定める認証基準のワイヤロープの安全率については、疲労損傷要素を考慮した数値として、安全率7以上を設定しています。

なお、疲労損傷要素については、JIS A 4307-2にて、主索（ワイヤロープ）の交換基準に達したときに、破断荷重の80%の残存強度を有することが求められており、疲労考慮以前の安全率5、これはクレーン構造規格で最も苛酷な等級区分に適用されております基準ですが、これに対して安全率7以上では、80%の残存強度を上回ることを確認しております。

また【今後の取組予定】として、登録認証機関である立体駐車場工業会が定めるワイヤロープの強度及び安定性に関する基準については、2023年のJIS規格の更新及び認証基準の変更に合わせて、設備の動作によって定常的に発生する引張力を考慮するよう修正します。

また、認証基準の変更までの期間は、登録認証機関である立体駐車場工業会において、設備の動作によって定常的に発生する引張力が発生する場合に、その旨を図面に記載して申請するルールを新たに設けることで、当該引張力を考慮した運用を行うようにいたします。このルールは、今年度中に製造者への周知を完了させ、2022年4月以降に設計する装置に適用する予定です。

なお、安全率に対する疲労損傷要素の考え方の説明における使用回数または使用年数などの想定については、屋内や屋外などの設置環境やワイヤロープの使用方法などに大きく影響を受けるため、一律で共通の使用回数や使用年数を設定することが困難です。昇降機の安全対策に関する検討においても、主索の残存強度との関係から疲労損傷要素を総合的に勘案して、据付けから使用終了までの間、主索の残存強度は最小破断力の80%以上を確保することを定めています。

そのため、機械式駐車設備においても、この昇降機の基準に準拠し、80%以上の残存強度を踏まえた安全率7を設定しております。

意見2「（1）製造者が推奨する定期交換対象品の経年劣化によるリスクの整理及び定期交換の促進」につきまして、これまでの【対応状況】を御説明いたします。

経年劣化による不具合の発生が生命身体事故につながる危険性が高い機器及び部品について、標準保全周期及び保全を怠った場合のリスクを明らかにするための製造者へのヒアリングを行いました。

また【今後の取組予定】として、ヒアリングの結果を踏まえ、製造者が定期交換を推奨する機器及び部品について、交換がなされなかった場合のリスクを周知し、機器等の交換を促進するよう保守点検時に保守点検事業者から所有者、管理者へ情報提供する「機械式駐車装置部品交換提案書」のテンプレートを立体駐車場工業会が作成する予定であります。

意見2「(2)国土交通省が示す標準保守点検項目等の見直し検討」につきまして、これまでの【対応状況】を御説明いたします。

「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」に示す「機械式駐車設備標準保守点検項目」の見直しを令和3年9月30日に行い、ブレーキ機能の直接的な点検として、ギャップ及びライニングの摩耗の点検について、項目に追加いたしました。

また、制御装置のシーケンサー及びインバーターの機能点検について、電圧の測定や冷却ファンの作動状況の点検など、点検内容を具体的に明示いたしました。

また、事故事例に鑑みて、ワイヤロープの点検項目を追加いたしました。

以上の見直しについては、製造者、管理者、保守点検事業者、地方公共団体に対して通知を发出し、見直し内容の周知を行いました。

なお、国土交通省から立体駐車場工業会宛での通知において、管理者をはじめとする各関係団体に対する講習会の開催などを通じて、本指針による適切な維持管理に関する理解を促すことと要請しておりますが、ここにおける各関係主体とは、マンション管理組合、管理会社及びその団体、製造者、保守点検事業者などの機械式駐車設備の維持管理に関わる主体を指します。

これら各関係主体に対して、本指針による適切な維持管理に関する理解を促す取組といたしまして、立体駐車場工業会において、本指針の見直し内容を踏まえて「『機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針』の解説」を令和3年12月に発行するとともに、指針の解説の説明会を令和4年度に開催するほか、国土交通省においても、立体駐車場工業会と連携してマンション管理会社などの団体が企画する研修などの場で、本指針に関する講習を行う予定としております。

意見2「(3)製造者が示す設計耐用年数及び保全計画の周知」につきまして、これまでの【対応状況】を御説明させていただきます。

令和3年9月29日に「長期修繕計画作成ガイドライン」の見直しを行い、管理者は長期修繕計画の作成に当たり、製造者及び保守点検事業者が作成する長期保全計画を入手する旨を明記することで、管理者が長期保全計画を入手する仕組みを整えました。

また【今後の取組予定】として、製造者から設置者へ設計耐用年数及び保全計画を説明及び提出するとともに、所有者などへの説明を設置者に対して依頼するよう、立体駐車場工業会を通じて、製造者へ要請を行います。

意見2「(4)設備の適切な維持管理に関する所有者からの問合せ対応に係る仕組みの周知」につきまして、これまでの【対応状況】を御説明させていただきます。

保守点検事業者への周知のため「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」に記載の「保守点検事業者の選定に当たって留意すべき事項のチェックリスト」の見直しを行って「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針を承知している」ことの項目を追加いたしました。

また、製造者、管理者、保守点検事業者、地方公共団体に対する「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」の一部見直しについての通知の中で、所有者及び管理者から製造者への設備の適切な維持管理に係る問合せに対応する仕組みを製造者において整備することについて周知を行いました。

「意見3：事故情報の共有」につきまして【対応状況】を御説明させていただきます。

令和3年2月から令和3年12月までの国土交通省において収集したマンションなどの設備において発生した自動車の落下事故の情報を消費者安全調査委員会の事務局に提出しております。

当該期間中、自動車の落下による物損事故は4件発生しております。

国土交通省において収集したマンションなどの設備において発生した自動車の落下事故の情報につきましては、引き続き毎年度集約して、消費者安全調査委員会に提出してまいります。

なお、マンションなどの機械式駐車設備において発生した自動車の落下事故については、立体駐車場工業会を通じて事故情報を収集しているところであります。

立体駐車場工業会の会員外の保守点検事業者が保守する機械式駐車設備において発生した事故情報は入手できないために、消費者庁にて把握されております事故情報と一致しない場合が生じております。

また、意見のほかに、2点御質問をいただいております。

1点目の御質問でございますが、機械式立体駐車場の既存不適格設備（ゲート未装備）については、長期的には当該設備の更新において、適格設備に置き換わるものと考えているが、構成部品などの交換による大規模改修の場合には、以後も長期間、不適格設備が存続することも予想される。このことについて、敷地などの特殊事情を除き、対処策についての見解を伺いたいとの御質問をいただいております。

これについてお答えさせていただきます。

国土交通省では、装置の入替えの機会を捉えて、大臣認定装置の設置を行うほか、必要な安全装置を付加する安全改修を行うことなどにより、可能な限り早期に安全性を向上させる方策を取ることが望ましいと考えております。

このため、地方公共団体に対して、附置義務駐車施設の所有者・管理者などからの問合せなどがあった場合には、大臣認定装置への入替えや安全改修の実施が推奨されていることなどについて、適切に周知することなどの対応を依頼しています。

また、立体駐車場工業会においても、安全性向上に向けた改修の必要性に係る説明や、保全工事に安全性向上の項目を加えた提案を管理者に対して丁寧に行うよう、保守点検事業者の指導をしております。

2点目の質問につきましては、住宅局より回答させていただきます。

○国土交通省 国土交通省住宅局参事官付の笹谷と申します。

質問の2点目でございますが、令和4年4月に施行されます「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」5条の2は、機械式立体駐車場の安全に係る事項についても適用可能か否か、同法の趣旨と併せて説明してくださいとの御質問をいただいております。

こちらについて、回答させていただきます。

現在、全国のマンションのストック数は約675万戸に上りまして、築40年超えのマンションは、現在の約103万戸から、10年後には約2.2倍、20年後には約3.9倍と、建設後相当の期間が経過したマンションが急増することが見込まれております。

このような背景から、老朽化を抑制し、周辺への危害等を防止するための維持管理の適

正化に向けた取組の強化が喫緊の課題であり、マンションの管理の適正化に関する法律が令和2年6月に改正・公布されたところでございます。

改正法第5条の2では、マンションの高経年化により、構造物としての劣化が進むことに加えまして、区分所有者の高齢化・非居住化が進行し、管理組合の役員の担い手不足等の問題をもたらすおそれがあることを踏まえまして、都道府県等が国の定めるマンション管理適正化指針及び都道府県等の定める都道府県等マンション管理適正化指針に即し、管理組合の管理者等に対して、マンションの管理の適正化を図るために必要な助言及び指導をすることができることとなりました。

加えまして、都道府県等がそれらの指針に照らして、著しく不適切であることを把握したときは、管理組合の管理者等に対して、マンション管理適正化指針に即したマンションの管理を行うよう勧告することもできるようになっております。

ここでいう助言・指導及び勧告につきましては、マンションの管理・運営といったいわゆるソフト面に着目して助言・指導及び勧告を行うことを想定しているところがございますが、各都道府県等において機械式立体駐車場の安全に係る事項がマンションの管理の適正化のために必要な事項であると判断される場合につきましては、当該事項について助言・指導等を行うことも考えられます。

なお、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針においては、助言・指導及び勧告を行う際の判断の基準の目安を掲げておるところでございます。

1つ目の「管理組合の運営」においては、管理組合の運営を円滑に行うための管理者等を定めていることなど。

2つ目の「管理規約」においては、管理規約を作成し、必要に応じ、その改正を行うこと。

3つ目の「管理組合の経理」においては、管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理を行い、適正に管理すること。

4つ目の「長期修繕計画の作成及び見直し等」においては、適時適切な維持管理を行うために必要な修繕積立金を積み立てておくこと。

などを目安として掲げておるところでございます。

国土交通省からの説明は、以上となります。

○中川委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答、意見交換に移りたいと思います。

委員から御意見、御質問があれば、よろしく願いいたします。

小川委員、お願いいたします。

○小川委員 小川です。

質問4に関連してお伺いしたいのですが、ゲートつきに入れ替わっていると御説明いただいたと思うのですが、現時点でどのぐらいの割合が新しい基準に従ったものになっているかが、概数でも分かりましたら教えていただきたいのです。

以上です。

○中川委員長 お答えをお願いいたします。

○国土交通省 国土交通省都市局街路交通施設課の太田と申します。

ただいま御質問いただいた件につきまして、R1年度に実施した実態調査結果におきまして、室と設備を隔離するゲートまたはパネルドアの設置されている装置の割合につきましては、正確には分かりませんが、概数としましては、おおむね4～5割程度と把握しているところでございます。

以上です。

○小川委員 ありがとうございます。

順調にそれが増えていくことを願っています。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見はないということでございますので、フォローアップ、公開の審議は以上にしたと思います。

国土交通省の皆様、本日は御参加いただきまして、ありがとうございました。

○国土交通省 ありがとうございます。

3. 個別事案について

(1) 選定事案

- 「ネオジム磁石製のマグネットによる子どもの誤飲事故」の報告書案について事務局から説明があり、これを基に審議を行った。

(2) 申出事案

- 申出のあった個別事案については、選定・不選定決定済みの437件を除く34件と1月に申出のあった6件の計40件について検討し、調査委員会では、次のとおり決定した。
 - ・引き続き情報収集を行う 38件
 - ・調査等を行わない 2件

(3) その他

- 「水上設置遊具による溺水事故」について、フォローアップで確認した取組状況について、事務局から説明があり、これを基に審議を行った。
- 「電動シャッター動作時の事故」について、フォローアップの取組状況を確認し、フォローアップを終了すること、事故情報は引き続き注視していくことを決定した。
- 「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故」について、第113回調査委員会で確認した取組状況を受けて今後意見先省庁に求める取組について、事務局から説明があり、これを基に審議を行った。

4. 閉会

文責：消費者庁事故調査室